

## 宇都宮市みんなでつなげる公共交通基本条例

公共交通は、市民の日常生活における重要な移動手段であるとともに、欠かすことのできない社会インフラであり、持続可能な都市を形成していくために不可欠なものである。

しかしながら、個人の生活様式の多様化や集客施設の郊外立地による自動車への依存の高まりにより、公共交通の利用者数は低水準で推移しており、今後、バス路線の廃止、減便等のサービスの低下が進めば、利用者数は更に減少し、公共交通の衰退が懸念される。

その一方で、人口減少や少子高齢化が進む中であっても、誰もが自由に移動でき、生き生きとした社会生活を送ることができるまちを実現していくため、自動車等を利用できない子ども、障がい者、高齢者等に対する移動手段の確保はもとより、外出機会の増加による健康及び福祉の増進、交流の創出による地域及び経済の活性化等、まちづくりにおける公共交通の役割は大変重要となっている。また、脱炭素社会を実現するための環境への負荷の低減等、公共交通に対する社会的要求も高まっている。

このような状況の中、本市においては、中心市街地やそれぞれの地域拠点、産業・観光拠点にまちの機能を集約し、それらを利便性の高い公共交通等で連携した都市「ネットワーク型コンパクトシティ」の実現を目指しており、このネットワーク型コンパクトシティの形成を支える公共交通を将来にわたり持続可能なものとするためには、需要や地域特性に応じて適切に配置された階層性のある公共交通ネットワークの構築はもとより、自転車など公共交通と相互に補完し合う多様な交通手段との連携、公共交通の利便性の向上、市民等による公共交通の積極的な利用を図ることなどが必要である。

よって、ここに、市が、公共交通事業者など関係者と密接な連携を図りつつ、主体的に公共交通の維持及び充実を図るための施策を推進し、さらには、地域社会全体で公共交通を支えていくよう、市、議会、市民、事業者及び公共交通事業者が一体となって、公共交通の利用の促進に取り組み、将来にわたって持続可能な都市の形成に寄与するため、この条例を制定する。

### (目的)

第1条 この条例は、公共交通の維持及び充実並びに利用の促進について、基

本理念を定め、市、議会、市民、事業者及び公共交通事業者の責務等を明らかにするとともに、公共交通の維持及び充実並びに利用の促進に関する施策（以下「公共交通に関する施策」という。）の基本となる事項を定めることにより、市、議会、市民、事業者及び公共交通事業者が連携し、及び協働し、公共交通に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって持続可能な都市の形成に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 公共交通 市民の日常生活若しくは社会生活における移動又は市を来訪する者の移動のための交通手段として利用される公共交通機関をいう。

(2) 市 市長その他の執行機関をいう。

(3) 市民 市内に居住し、通勤し、又は通学する個人をいう。

(4) 事業者 市内において事業又は活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。

(5) 公共交通事業者 事業者のうち、次に掲げる者をいう。

ア 道路運送法（昭和26年法律第183号）による一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者

イ 軌道法（大正10年法律第76号）による軌道経営者

ウ 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）による鉄道事業者（旅客の運送を行うものに限る。）

(6) ネットワーク型コンパクトシティ 将来にわたって市民生活の質を維持し、及び向上し、安全かつ安心で持続的に発展できるまちを実現するため、市が独自に目指す、都市拠点、地域拠点、産業拠点、観光拠点等にまちの機能を集約し、それらを利便性の高い公共交通等で連携した都市をいう。

(7) 階層性のある公共交通ネットワーク 都市拠点と各拠点の間を結ぶ放射状の基幹公共交通及び幹線公共交通を軸に、支線公共交通等が効率よく連携した階層性を有する公共交通ネットワークをいう。

（基本理念）

第3条 公共交通の維持及び充実並びに利用の促進は、将来にわたる持続可能

な都市の形成に向け、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。

- (1) 誰もが自由に移動でき、生き生きとした社会生活を送ることができるまちを実現し、人口減少及び少子高齢社会への対応、健康及び福祉の増進、環境への負荷の低減、地域及び経済の活性化等に資するという認識の下に行われること。
- (2) 階層性のある公共交通ネットワークの構築によるネットワーク型コンパクトシティの形成に必要不可欠であるとの認識の下に行われること。
- (3) 市、議会、市民、事業者及び公共交通事業者の相互の理解の下に、連携し、及び協働して行われること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する事項（以下「基本理念」という。）にのっとり、公共交通に関する施策を主体的かつ総合的に策定し、及び推進する責務を有する。

2 市は、前項の施策の策定又は推進に当たっては、議会、市民、事業者、公共交通事業者その他関係機関の理解を深め、その協力を得るよう努めなければならない。

3 市は、市民及び事業者に対し、公共交通の維持及び充実に並びに利用の促進に関する意識の啓発に努めなければならない。

4 市は、市民、事業者又は公共交通事業者が行う公共交通の維持及び充実に並びに利用の促進に関する取組に対し、必要な支援に努めなければならない。

(議会の責務)

第5条 議会は、基本理念にのっとり、市民及び事業者と連携し、市が実施する公共交通に関する施策の策定及び推進に関わるものとする。

(市民の役割)

第6条 市民は、基本理念に対する理解を深め、市が実施する公共交通に関する施策の推進に協力するよう努めるものとする。

2 市民は、公共交通を積極的に利用するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、基本理念に対する理解を深め、市が実施する公共交通に関する施策の推進に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、従業員の通勤等において、公共交通の利用を促進するよう努めるものとする。

(公共交通事業者の役割)

第8条 公共交通事業者は、その社会的な役割を認識した上で、基本理念にのっとり、市が実施する公共交通に関する施策の推進に協力するよう努めるものとする。

2 公共交通事業者は、他の公共交通事業者と連携し、公共交通の利便性を向上させるとともに、市民及び事業者に対し、それらの情報を積極的に提供し、利用を促進するよう努めるものとする。

3 公共交通事業者は、その運営する公共交通について、利用者の意見を聴き、その運営に反映させるよう努めるものとする。

(各主体に共通した役割)

第9条 市、議会、市民、事業者及び公共交通事業者は、基本理念の実現に向けて、相互に情報交換を行い、かつ、協力関係を構築するよう努めるものとする。

(基本施策)

第10条 市は、議会、市民、事業者及び公共交通事業者との連携により、次に掲げる基本施策を推進するものとする。

- (1) 階層性のある公共交通ネットワークの構築及び交通手段間の連携に関すること。
- (2) 公共交通の利便性の向上に関すること。
- (3) 安全かつ安心な公共交通環境の整備に関すること。
- (4) まちづくり施策と連携した公共交通に関する施策の実施に関すること。
- (5) 公共交通による環境への負荷の低減に関すること。
- (6) 積極的な公共交通の利用に向けた市民意識の向上に関すること。

(基本施策の推進)

第11条 市は、前条に規定する基本施策を総合的かつ計画的に実行するため、計画を策定しなければならない。

2 市は、前項に規定する計画の策定及び推進に当たっては、議会、市民、事業者及び公共交通事業者並びに国、県その他関係機関と意見交換並びに協議

及び調整を行うための体制を整備するものとする。

(その他)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。